

第1回吹田歴史文化まちづくりセンター指定管理者候補者選定委員会 議事要旨

1 開催日時 令和7年6月25日(水) 開会 午後6時00分 閉会 午後7時30分

2 開催場所 吹田市役所高層棟3階リエゾン1, 2

3 次第

(1) 委員委嘱

(2) 都市魅力部長挨拶

(3) 委員紹介

(4) 事務局職員紹介

(5) 委員長及び副委員長の選任

(6) 諮問

(7) 審議

案件 1) 指定管理者募集要項について

2) 指定管理者候補者の選定項目について

(8) 採決

(9) その他事務連絡

4 出席委員	馬場 英朗	委員長	(関西大学 商学部 教授)
	工藤 泰子	副委員長	(大阪学院大学 商学部 教授)
	篤本 俊治	委員	(吹田市文化団体協議会 会計)
	須貝 昭子	委員	(特定非営利活動法人市民活動フォーラムみのお 理事長)
	河野 裕一	委員	(近畿税理士会 吹田支部 税理士)

5 欠席委員 なし

6 公開・非公開の別 非公開・公開

理由：吹田市審議会等の設置及び運営に関する指針の第9項第2号、及び吹田市情報公開条例7条第3号及び第4号の規定による。

7 会議進行

(1) 委員委嘱

議事省略のため、委嘱状は机上配付

(2) 都市魅力部から挨拶

都市魅力部長挨拶

(3) 委員紹介

(4) 事務局職員紹介

(5) 委員長及び副委員長の選任

委員長に馬場委員を、副委員長に工藤委員を選任した

(6) 諮問

(7) 審議

【1 指定管理者募集要項について】

(事務局) 【吹田歴史文化まちづくりセンター募集要項(案)について説明】

(委員 A) 指定管理者制度は今回が1期目か。

(事務局) 今の指定管理期間で6期目であり全て同じ指定管理者である。

(委員 A) 現指定管理者が発行している冊子には吹田歴史文化まちづくり協会の会員募集の項目があり、協会と浜屋敷が一体となっている印象を受けるが実態はどうか。

(事務局) 平成15年の開館当初は、地域住民の団体を非公募で選定していたが、途中から公募に切り替え選定を行ってきた経過がある。浜屋敷は地域住民から寄附された施設のため、管理する地域の機運は高いものと思われる。

(委員 A) 一体的であることは悪いとは思わないが、他者が応募してきたときの判断はどうか。今まで他に応募してきたケースはあるのか。

(事務局) 過去に現地説明会に企業が参加したケースがあったが、条例に「市民を中心に組織される営利を目的としない団体」とあるため応募には至らなかった。

(委員 A) 現在の指定管理者は浜屋敷の指定管理業務だけを行っているのか。

(事務局) 独自でまち歩きの事業なども実施している。

(委員 B) 募集要項は前回と大きく変わった点はあるのか。

(事務局) 大きく変更しているところはない。

(委員 C) 地域の方からの古民家の寄附から始まった施設だと認識しているが、改築等の費用はどこから支出されているのか。また、当初は市の直営で開始されたのか。

(事務局) 市で工事を行っており、市の費用と一部国庫補助金で支出している。
開館当初から指定管理者制度を導入しており、平成27年度からは公募による選定を行っている。条例の10条のとおり市民を中心に組織される営利を目的としない団体を募集対象としており、他の団体は参入していない。

(委員 A) 条例の縛りがあるため、応募の段階で参入がはじかれることはあるが、施設の目的に応じた考え方であり悪いわけではないと思われる。選定の条件の確認という趣旨でお聞きした。

(委員 D) 他施設では運営団体の対象範囲を民間に広げてきているところもあるが、浜屋敷という地域にある古いお屋敷の利用については、地域でどう守っていくかを念頭におく運営になると思われる。普通の公共施設とは違い、地域で愛着を持ち、伝統を育み子供たちに伝えていく姿勢は大切にしたい。市民、行政の両視点で安心して任せられる団体が好ましい。資金繰りや継続した活動を行っていく工夫がポイントになってくる。

(委員 A) 現状の指定管理者の課題などはあるか。

(事務局) 開館20年となり、ボランティアの高齢化等が課題と認識している。

(委員 A) 要項で指定管理料が年々上がる理由は何か。また、指定管理料について余剰が出た場合はどう

なるか。

- (事務局) 最低賃金の増を反映している。余剰が出た場合に精算はしていない。
- (委員 A) 第三者モニタリングはどういったものか。
- (事務局) 5年間の指定管理期間の2年目と4年目に選定委員による外部モニタリングを実施している。
- (委員 A) リスク分担表に、施設・設備の経年劣化による小規模な損傷については指定管理者が負担とあるが、具体的にはどういった場合か。
- (事務局) 5年間の指定管理料には修繕料も含んでおり、20万円未満の小規模なものは指定管理者で対応するが、それ以上は市で修繕を行うことを想定している。
- (委員 B) 古い建物に手を入れて使用していると思うが、次期指定管理期間の中で大規模な修理を行うことは予定しているのか。
- (事務局) 吹田市では、個別施設計画に基づいて大規模な修繕を計画的に実施しているが、今のところ施設を休館して実施する規模の改修は、予定していない。
- (委員 C) 使用料は市の歳入となると思うが、指定管理料を賄えるほどの使用料収入はあるのか。
また、旧西尾家住宅や旧中西家住宅とは運用方法は異なるのか。
- (事務局) 使用料自体は、およそ100万円ほどの歳入となり指定管理料を賄える規模ではない。また、旧西尾家住宅や旧中西家住宅については、文化財のため貸館事業等を実施しておらず、指定管理者制度は導入していない。
- (委員 D) 浜屋敷の耐震性について安全面ではどうか。
- (事務局) 耐震性については、開館するにあたり、当時の耐震基準を満たすよう、補強工事を行っている。

【2 指定管理者候補者の選定項目について】

- (事務局) 【指定管理者候補者の選定基準及び選定方法について説明】
- (委員 A) 評価項目について細かく感じるが、事業計画書の様式はあるか。また、どういった内容が記載されてくるのか。
- (事務局) 事業計画書の書式は、「選定基準」「評価項目」について記載してもらうことを想定した書式となっており「審査の基準」について記載を求める形式とはなっていない。
- (委員 A) あまり細かく記載があっても大変だが、想定通りの記載があるか、記載がなければ0点になってしまうのではないかと懸念している。
- (事務局) 記載のない部分については選定の際にプレゼンテーションの時間を20分とっているので、その場でお聞きいただく時間を設けている。
- (委員 A) この方法で実施すると、現指定管理者が有利になることも懸念されるが、この施設の場合、一概にそれが良くないということではないとも思われる。また、所在地が吹田市内でない団体は応募資格があるのか。
- (事務局) 条例で「市民を中心に組織される」という記載があるが、市民を中心に組織されているが所在地は他市である可能性はあり得る。
- (委員 A) 形式的な項目で5点か0点の配点となるのはどうかとも思うが、実際にそういうケースが出てくることは少ないと思うので、気にはなるが意見として置いておく。
- (事務局) (4)の「団体の所在地等が本市内であること、また、」の部分を削除して、(4)の評価項目の

アを削除し、配点を 10 点にする方法も考えられる。

(委員 C) 配点をまとめると、実績の有無で 10 点の差が出てしまうので、新規参入のことを考えると今のままの方がよいと思われる。

(委員 D) 団体の所在地が市内だと、地域のボランティアや人材活用に重きを置くため、所在地が市内であるということでプラス 5 点という配点でもよいと思われる。

(委員 A) 審査基準を募集要項に記載すると、似たような事業計画書になってしまうことも懸念されるため、計画書にない部分については質問の時間で補足するというで足りると思うので、要項に審査の基準まで記載する必要はないと思う。

また、団体所在地等が市内である項目に関しても、委員の意見を統括するとそのままで良いと考える。

【3 採決】

案件 1 「募集要項」及び案件 2 「選定項目及び選定方法」について、案のとおり当委員会として承認することとした。

8 その他事務連絡 事務局から今後の予定について説明

9 閉会